

このピラは、緑の環境を守るため再生紙を利用しています。

発行：日本共産党養老町支部 連絡先：TEL/FAX34-0062（水谷）不在の時は留守電対応にしています

## 会期を15日間とし9月定例議会（前年度決算議会）が開会しました

### 議会日程

- 9月 8日 開会 町長による提案説明  
（裏面参照）人事案件など一部議案の質疑・討論・採決
- 9月11・12日 一般会計・特別会計決算審議の決算特別委員会（各会計の質疑・討論・採決）
- 9月 15日 午前：総務民生委員会（当委員会に付託された議案の質疑・討論・採決）  
午後：産業建設委員会（当委員会に付託された議案の質疑・討論・採決）
- 9月 21日 町政一般質問（※ケーブルテレビ放映）
- 9月 22日 最終日（各委員長報告・委員長への質疑）討論・採決など  
～お気軽に議会傍聴にお出かけ下さい～

### 議会改革特別委員会

#### 全定例議会で一般質問放映を

8月16日付で議会改革特別委員長から議会運営委員長に上記見出しでの協議依頼文章が提出されました。それを受け、8月31日の議会運営委員会で協議の結果「当委員会の意思を尊重すべき」との結論で全委員が一致しました。ただし、一回の放映には、約30万円の予算が必要になります。（現在は、3月・9月議会の2回で60万円を予算化）新年度予算に反映されるかは、今後の新年度予算折衝や町民世論の動向にも注視が必要です。

水谷議員は、公約で全議会での放映を掲げています。

### 県内の日本共産党市・町議会議員が

「2018年度県予算に関する要望」で県交渉  
日本共産党県内地方議員は、8月29日午前9時～17時15分過ぎまで県議会西棟第1会議室で約190項目での県予算に対する要望書を提出し関係部局との交渉を行いました。飛騨などの議員は、朝6時に自宅を出発したそうです。

水谷議員が要望した項目は、下記の通りです

- 1：国民健康保険税の広域化で県から各自治体への試算状況や速やかな情報提供と県単での市町村への負担金額の根拠を示して下さい。
  - 2：平成27年「生活困窮者自立支援法」が施行されたが、多くの自治体で具体的運用に戸惑いがあるのではないか。県として法の趣旨を巡視する立場から各市町村への行政助言はどうなっているのか教えてください。
  - 3：県内小・中学校公務員の給与ランクをせめて全国レベルまで引き上げて下さい。総務省平成27年度の実態調査で岐阜県は、47都道府県の中39位と大変低い水準です。大型事業に多額の予算を投入する前に教育行政予算の拡充を求めます。
  - 4：昨年6月に県が発表した「中学校運動部活動指針」の全県的な進捗状況と実効性、具体的な事例や先進的な改善校を教えてください。
- 回答は、会議録ができ次第お知らせします。

### 斎苑民事裁判！11月13日 最終弁論予定！

<水谷議員が9月1日裁判を傍聴>

午後1時15分に開廷し約3時間15分が費やされました。元囑託職員の証人として母親が法廷に立ちました。裁判官や町の顧問弁護士から発言を制止される場面もありました。

決算特別会に付議

- 1、平成28年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 2、平成28年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 3、平成28年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 4、平成28年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 5、平成28年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 6、平成28年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7、平成28年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 8、平成28年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9、平成28年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 10、平成28年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

和日 報告等

- 11、専決処分報告について (養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
- 12、専決処分報告について (養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
- 13、専決処分報告について (養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
- 14、専決処分報告について (養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
- 15、専決処分の承認について (養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

和日 提案

- △16、農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 17、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 18、養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- △19、養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例について
- △20、養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

和日 議決

- 21、教育委員会の任命同意について
- 22、人権擁護委員候補者の推薦について
- 23、人権擁護委員候補者の推薦について
- 24、人権擁護委員候補者の推薦について

和日 提案

- 25、平成29年度養老町一般会計補正予算 (第2号)
- 26、平成29年度養老町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- △27、平成29年度養老町水道事業会計補正予算 (第2号)
- △28、平成29年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 29、平成29年度養老町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

裁判を傍聴して  
当日は、証人尋問が行われ町側から4名、元嘱託職員側から1名が証人台に立ちました。  
町側の証人尋問では、斎苑の使用料の管理状況やセキユリ対策について裁判官や相手方の弁護士からの尋問が何回もありました。

元嘱託職員の母親の尋問で印象的な発言は、  
「娘は、罪を認めていない。」  
「供託金を払ったが選挙で使用される供託金との認識であり、後に返ってくるものと考えていた。」  
「娘は、守秘義務を守るため (私や家族には) 何も話さなかった。」  
「娘は、なぜこのようになったのかと苦しんでいる。」  
「早い解決を望んでいる。」

※証人とは・・・裁判官などの尋問に答えて、自分が過去に経験した事実を供述する第三者  
※証人は、事実ではないことを供述した場合、偽証罪に問われます。  
この裁判傍聴記は、町民の皆さんから付託を受けている議員が

議会活動の一環としてお知らせするものであり法的に何の制約もありません。また、法廷は、公開されており法廷内では、メモを取ることできます。